二　前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

同欄の地方税法施行規則第十条の二の七第二項中「第三百二十一条の八第四十七項」を「第三百二十一条の八第五十五項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の七第二項第三号中「第三百二十一条の八第四十六項」を「第三百二十一条の八第五十四項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第一項を次のように改める。

法第三百二十一条の八第六十項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第六十項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機から入力して、特定申告を行わなければならない。

同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第五項中「第三百二十一条の八第六十三項に」を「第三百二十一条の八第七十一項に」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第五項第三号中「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第六十四項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第六項第四号中「第三百二十一条の八第六十三項」を「第三百二十一条の八第七十一項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八中「5」を「8」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第四項中「第三百二十一条の八第五十七項」を「第三百二十一条の八第六十五項」に、「同条第五十六項」を「同条第六十四項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八中「4」を「7」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第三項中「第三百二十一条の八第五十七項」を「第三百二十一条の八第六十五項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第三項第三号中「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第六十四項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八中「3」を「6」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第二項中「第三百二十一条の八第五十六項後段」を「第三百二十一条の八第六十四項後段」に、「同条第五十二項」を「同条第六十項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八中「2」を「5」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の八第一項の次に次のように加える。

［2・3　略］

4　法第三百二十一条の八第六十項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

同欄の地方税法施行規則第二十四条の三十九第一項中「四　法第五十三条第五十一項」を「三の二　法第五十三条第五十九項」に、「四の二」を「四」に改め、同欄の地方税法施行規則第二十四条の四十第一項第三号中「第五十三条第五十二項及び第五十三項」を「第五十三条第六十項及び第六十一項」に改める。

附則第二条第一項中「次条において「新規則」を「次条第一項において「新規則」に、「以下この項及び次条において「施行日」を「以下この条及び次条において「施行日」に、「以下この項において「四年旧法人税法」を「昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」に、「連結子法人（以下この項」を「連結子法人（以下この条」に、「以下この項及び次条において同じ」を「次項及び次条において同じ」に、「適用し、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による」を「適用する」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第二項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び市町村民税については、この省令による改正前の地方税法施行規則（次条第二項において「旧規則」という。）の規定中法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。

附則第三条中「適用し、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による」を「適用する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧規則の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第四条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の四を第十二条の二の十一とし、第十二条の二の三の次に次の七条を加える。

第十二条の二の四　地方自治法第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものは、歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次項第一号及び第十二条の二の八において同じ。）の納付の通知に係る書面であつてバーコードの記載があるものとする。

2　地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一　歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項

二　次に掲げるいずれかの事項

イ　クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

ロ　電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法（イに規定する方法を除く。）による決済に関し必要な事項

第十二条の二の五　地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による普通地方公共団体の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他当該普通地方公共団体の長が必要と認める事項を記載した申出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

第十二条の二の六　地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日とする。

第十二条の二の七　指定納付受託者（地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。次条及び第十二条の二の九において同じ。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、同法第二百三十一条の二の三第三項の規定により、普通地方公共団体の長が定める日までに、その旨を記載した届出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

第十二条の二の八　指定納付受託者は、地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定により、次に掲げる事項を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

一　報告の対象となつた期間並びに当該期間において地方自治法第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日

二　前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項

イ　第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項

ロ　歳入等を納付しようとする者から地方自治法第二百三十一条の二の二の規定により委託を受けた年月日